

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇告 示 字の区域の変更等
保険医療機関等の指定
土地改良法による換地処分
国土調査の成果の認証
一般国道の区域の変更
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞
- ◇公 告 危険物取扱者保安講習の実施

告 示

鳥取県告示第千四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉定地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------|---|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（昭和五十九年七月三日現在の地番による。） |
| 清原字大石 | 清原字大石のうち六二一、六二六の二、六二八、六二九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 立岩字南小割 | 立岩字南小割のうち二三三の一、二三五の一、二三六の一、二三八の一、二三九の三、二三九の四、二四〇から二四二まで、二四三の一、二四四の一、二四五の三、二四六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 吉定字石田 | 吉定字石田のうち七七から七九までの一部、八四の一部、八七の一部、八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四、八五、八七、八八の一、八八の四、八八の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 吉定字上大石九五の一部 吉定字下大石一一三の一部、一一六の一部、一一七、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の一、一二二の二、一二三、一二四と一体をなす国有地の一部 |

| | |
|----------------|---|
| <p>吉定字上大石</p> | <p>吉定字上大石のうち九五の一部、一〇〇から一〇三までの一部、一〇四から一〇六まで、一〇七の一部、一〇八の二と一体をなす国有地以外の区域 吉定字石田八四の一部、八七の一部、八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四、八五、八七、八八の一、八八の四、八八の五と一体をなす国有地の一部 清原字大石六二一、六二六の二、六二八、六二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>吉定字下大石</p> | <p>吉定字下大石のうち一一三の一部、一二四の一部、一二六の一部、一一七、一一八の一部、一二〇の一部、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の一、一二二の二、一二三、一二四、一二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 吉定字石田七七から七九までの一部、八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉定字上大石一〇五から一〇七までの一部、一〇八の二の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>吉定字河原淵</p> | <p>吉定字河原淵のうち一二九から一三一までの一部、一三五の一部、一三六の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 吉定字上大石一〇〇から一〇三までの一部、一〇四、一〇五から一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 吉定字下大石一一四の一部、一二〇の一部、一二一の一部及び一二八と一体をなす国有地の一部 吉定字大石平一五三の二 吉定字李ノ宮一五五の一部、一五七の一部 清原字大石六二九の二の一部</p> |
| <p>吉定字大石平</p> | <p>吉定字大石平のうち一五三の二以外の区域</p> |
| <p>吉定字李ノ宮</p> | <p>吉定字李ノ宮のうち一五五の一部、一五七の一部、一七四の一部、一七五の一部、一七七の一部、一七八から一八〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 吉定字河原淵一三一の一部、一三五の一部、一三六の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉定字冠岩ノ一 一八八の二</p> |
| <p>吉定字冠岩ノ一</p> | <p>吉定字冠岩ノ一のうち一八一から一八三まで、一八八の二以外の区域</p> |
| <p>吉定字冠岩</p> | <p>吉定字冠岩のうち二〇〇から二〇四まで、二〇七、二〇八の二から二〇八の四まで、二〇九、二一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>吉定字屋舖</p> | <p>吉定字屋舖のうち二五四、二五五及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二、二六四の一、二六四の二、二七五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>吉定字前田</p> | <p>吉定字前田のうち四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五から四三七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>吉定字客ノ下</p> | <p>吉定字客ノ下のうち四三八から四四〇まで、四四一の一、四四二の一、四四二の三、四四六の一、四四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>吉定字客</p> | <p>吉定字客のうち四七九の二、四七九の三、四七九の六の一部、四八二から四八七まで、四八八の一部、四八九の二の一部、五〇〇の一の一部、五〇〇の二の一部、五〇一から五〇四までの一部、五〇五及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>吉定字下繩手</p> | <p>以外の区域 吉定字屋舖二六四の一、二六四の二、二七五と一体をなす 国有地の一部 吉定字前田四三三の一、四三四の一の一部、四三四の二の 一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七及びこれらと 一体をなす国有地 吉定字客ノ下四三八の一部、四三九、四四〇、四四一の一、 四四二の一、四四二の三、四四六の一、四四七及びこれら と一体をなす国有地の一部 吉定字繩手五一四の一部、五一七の一の一部及びこれらと 一体をなす国有地 吉定字五輪ノ前六四一の三と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>吉定字繩手</p> | <p>吉定字下繩手の全域 吉定字冠岩二〇二から二〇四までの一部、二〇七、二〇八 の一から二〇八の四まで、二〇九、二一〇及びこれらと一 体をなす国有地 吉定字屋舖二五四、二五五及びこれらと一体をなす国有地 並びに二六二、二六四の一と一体をなす国有地の一部 吉定字前田四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五 の一部、四三六の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉定字客ノ下四三八の一部 吉定字客四八九の二の一部、五〇〇の一の一部、五〇〇の 二の一部、五〇一から五〇四までの一部、五〇五及びこれ らと一体をなす国有地 吉定字繩手五一四から五一六までの一部、五一七の一の一 部、五二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>吉定字大道ノ下</p> | <p>吉定字河原淵一三一の一部及びこれと一体をなす国有地 吉定字李ノ宮一七四の一部、一七五の一部、一七七の一部 一七八から一八〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一 部 吉定字冠岩ノ一 一八一から一八三まで 吉定字冠岩二〇〇、二〇一、二〇二から二〇四までの一部 及びこれらと一体をなす国有地 吉定字ケス田五二四、五二五の一、五二五の二、五二六の 一の一部、五二六の二の一部、五二七の一部、五二八の一 部及びこれらと一体をなす国有地 吉定字大道ノ下六二七の一の一部、六二七の二の一部、六 三〇の一の一部、六三〇の二、六三四の一部、六三五の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>吉定字大道ノ下</p> | <p>吉定字大道ノ下六二一、六二一の一、六二二から六二四ま で、六二五の一部、六二五内第一の一部、六二七の二の一 部、六三一の一部、六三二、六三三の一、六三三の二、六 三四の一部、六三五の一の一部、六三五の二及びこれらと 一体をなす国有地 吉定字客四七九の二、四七九の三、四七九の六の一部、四 八二から四八七まで、四八八の一部及びこれらと一体をな す国有地 吉定字繩手五一七の一から五一七の三までの一部、五一七 の四、五一九の一部、五二一の一部及びこれらと一体をな す国有地 吉定字五輪ノ前六三六の一、六三七の三、六三八から六四 〇まで、六四一の一、六四二の一、六六八の三及びこれら と一体をなす国有地 吉定字下大割六〇一の三の一部、六〇四の三の一部、六〇 五の三、六〇八の三、六〇九の三、六一二の三、六一三の 三、六一六の一、六一七の一、六二〇の一及びこれらと一 体をなす国有地</p> |

| | |
|---------|---|
| 吉定字五輪ノ前 | 吉定字五輪ノ前のうち六三六の一、六三七の三、六三八から六四〇まで、六四一の一、六四二の一、六六八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 吉定字下大割 | 吉定字下大割のうち五九六の一、五九七の三、六〇〇の三、六〇一の三、六〇四の三、六〇五の三、六〇八の三、六〇九の三、六一二の三、六一三の三、六一六の一、六一七の一、六二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 吉定字上大割 | 吉定字上大割のうち五五四の一、五五四の二、五五五の三、五五六、五五七、五五八の三、五五九の一、五六〇、五六一、五六二の一、五六三の一、五六四、五六五の一、五六六の一、五六八の一、五六九の一、五七二の一、五七三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 吉定字清山川尻 | <p>吉定字清山川尻の全域</p> <p>吉定字下大石一二八と一体をなす国有地の一部</p> <p>吉定字河原淵一二九の一部、一三〇の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉定字ケス田五二六の一の一部、五二六の二の一部、五二七の一部、五二八の一部、五二九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉定字清山川尻ノ下五三〇、五三一、五三三の二、五三八から五五三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>吉定字上大割五五四の一、五五四の二、五五五の三、五五六、五五七、五五八の三、五五九の一、五六〇、五六一、五六二の一、五六三の一、五六四、五六五の一、五六六の一、五六八の一、五六九の一、五七二の一、五七三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>吉定字下大割五九六の一、五九七の三、六〇〇の三、六〇一の三の一部、六〇四の三の一部</p> <p>吉定字大道ノ下六二五の一部、六二五内第一の一部、六二</p> |

| | |
|---|---|
| <p>吉定字清山川尻ノ下</p> | <p>五内第二、六二六、六二七の一の一部、六二七の二の一部、六二七の三、六二八、六二九、六三〇の一の一部、六三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立岩字南小割二三三の一、二三五の一、二三六の一、二三八の一、二三九の三、二三九の四、二四〇から二四二まで、二四三の一、二四四の一、二四五の三、二四六の一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>廃止する字の名称</p> | <p>吉定字ケス田</p> |
| <p>鳥取県告示第千四十五号</p> <p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。</p> <p>昭和六十一年十二月十六日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> | |

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 繩 田 医 院 | 鳥取市元町四三三 | 昭和六十一年十一月二十四日 |
| 西 尾 医 院 | 鳥取市富安一丁目五十二 | " |
| 本 田 内 科 医 院 | 米子市昭和町七一 | 昭和六十一年十一月十八日 |
| 西 尾 齒 科 | 鳥取市富安一丁目五十二 | 昭和六十一年十一月二十四日 |
| 西川延命堂薬局 | 米子市富士見町二丁目一五 | 昭和六十一年十一月十五日 |
| 灘尾齒科医院 | 米子市角盤町二丁目四二一二 | 昭和六十一年十月二十九日 |

鳥取県告示第千四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る吉定地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|------------|---------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 調査を行つた者の名称 | 調査を行つた時期 | 成果の名称 | 調査を行つた地域 | 認証年月日 |
| 佐 治 村 | 昭和五十九年及び昭和六十年 | 佐治村（大字尾際の一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭郡佐治村大字尾際の一部 | 昭和六十一年十二月十一日 |

鳥取県告示第千四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十一年十二月十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 変 更 後 | 変 更 前 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|---|---|-----------------|------------------|
| 一七八号 | 岩美郡岩美町大字陸上字河原田 九六七―二地先から同町大字小 羽尾字浜頭三九七―三一地先ま で | 岩美郡岩美町大字陸上字河原田 九六七―二地先から同町大字小 羽尾字浜頭三九七―三一地先ま で | 四・〇〇 二四・〇〇 | 二、〇九六 |
| | 九・五〇 六三・〇〇 | 九・五〇 六三・〇〇 | | 二、六四九 |
| | 九・五〇 六三・〇〇 | | | 二、六四九 |

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十一年十二月十七日(水)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律
 第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
 よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

- 一 聴聞の期日及び場所
 昭和六十一年十二月二十四日 午後一時から
 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎
 七階)
- 二 被聴聞者の住所及び氏名
 - 1 倉吉市上井町一丁目二〇七―五 山口明子
 - 2 東伯郡羽合町大字上浅津五五九―二 近藤 實
 - 3 東伯郡東伯町大字逢東五二七

天野孝子

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和61年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和62年2月16日（月）午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 昭和62年2月20日（金）午前10時から午後4時まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 昭和62年2月24日（火）午前10時から午後4時まで
倉吉市山根529—2 鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
- (4) 昭和62年2月25日（水）午前10時から午後4時まで
境港市上道町1580 境港市市民会館大会議室

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間
昭和62年1月16日（金）から同月31日（土）まで（郵送による場合は、昭和62年1月31日（土）までの消印のあるものに限る。）

(2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。